

## 声 明

本日、CE（カスタマーエンジニア）が労働組合法によって保護されるべき労働者かどうか争われていた INAX メンテナンス事件で、最高裁判所第三小法廷（那須弘平裁判長）は、労働者性を否定した東京高裁の判決を取り消す勝利判決を出した。

INAX メンテナンス事件のたたかいは、株 INAX メンテナンス（以下「会社」という）と「業務委託契約」を結んで働いている CE と呼ばれる労働者が、自らの雇用と生活を守る要求を掲げ労働組合に加入し団体交渉開催を求めたことに対し、会社が形式的な契約を盾に「CE は個人事業主であり労働組合法上の労働者でない」と決めつけ労働組合否認・団体交渉拒否の不当労働行為を行ってきたことによるものである。

これに対し大阪府労働委員会、中央労働委員会は、CE の就労実態から CE は労働組合法上の労働者であり会社の団交拒否は労働組合法 7 条 2 項に該当する不当労働行為であると明確に判断し、勝利命令を出した。東京地裁もこれを認め会社の請求を棄却した。しかし東京高裁は、労働組合法上の労働者を著しく狭くとらえて労働基準法上の労働者と同列視する立場に立ち、会社の指揮・命令の下にある CE の就労実態は「業務委託契約」の範疇であるとし、CE の労働者性を否定する不当判決を出した。

本日の最高裁判決は、東京高裁の契約形式にとらわれた判断を是認出来ないとしてこれを破棄したものであり、ここに、CE らの団結権、団体交渉権が確定した。

最高裁判決は、前提となる CE の就労実態を詳細に認定した。そのうえで、

- 1、イナックスの業務を主としてになっているのが CE であり、イナックスの組織に組み入れられている
- 2、契約内容をイナックスが一方向的に決定していた
- 3、CE の報酬が労務提供の対価としての性質を有していた
- 4、CE による拒否について債務不履行責任が問われなくてもイナックスによる修理補修の依頼等に応ずべき関係にあった
- 5、CE が指揮命令を受け労務提供を行い場所的・時間的に一定に拘束を受けていた

などの判断要素を示して、CE が労働組合法上の労働者であるとの判断要素を示したうえで、東京高裁判決を破棄し、イナックスメンテナンスによる東京高裁への控訴を棄却した。さらに田原裁判官は、補足意見においては、「CE が労働組合法上の労働者に該当することは明らかであって、それを否定する余地はない」と東京高裁判決を厳しく批判した。

今日、委託や請負という契約形式の「偽装雇用」で働かされている「名ばかり自営業者」が 100 万人を超え、あらゆる産業に広がっている。これらの労働者は、実態は労働者でありながら「個人事業主」として扱われ、全ての労働法の保護から排除され、劣悪で無権利な状態で働かされている。最高裁判決は、これらの労働者に労働者とし

ての権利を認め、憲法 28 条が保障する労働基本権の主体であることを明確にしたものであり、判断要素を示し、今後の労働者の権利闘争を前進させ、劣悪な状態の改善にとどまらず公正な経済ルール確立に大きく寄与するものである。

私達は、会社がただちにこの判決を真摯に受けとめ、組合との団体交渉に誠実に応じることを要求する。そして形式的な委託契約で「個人事業主、請負人」とされ無権利な状態で働く多くの仲間に、労働組合に加入し団結を基礎に自らの契約・労働条件改善をめざして共にたたかうことを呼びかける。

私達は、これらの仲間と共に労働条件改善をめざす運動と組織化に奮闘するものである。

以 上

2011 年 4 月 12 日

全日本建設交運一般労働組合大阪府本部

執行委員長 長 島 和 眞

同 上 建設一般合同支部

執行委員長 阪 口 昇 治